

東京工業高等専門学校環境専門委員会運営内規

制定 平成18年 2月 2日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第6条第2項の規定に基づき、東京工業高等専門学校環境専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境方針に関すること。
- (2) 環境目的・目標に関すること。
- (3) 環境プログラムシステムに関すること。
- (4) 環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正に関すること。
- (5) 監視、測定の実施に関すること。
- (6) その他環境に配慮した取組に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長 1名
- (2) 教員の中から自己点検・評価委員会が指名した者 若干名
- (3) 事務部長
- (4) 各課長
- (5) 事務職員の中から自己点検・評価委員会が指名した者 若干名

(任期)

第4条 前条第1号及び第2号並びに第5号に定める委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

- 2 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員のうちから委員長が指名し、専門委員会において委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、関係各課の協力を得て、会計課において処理する。

附 則

この内規は、平成18年 2月 2日から施行する。